

産業廃棄物最終処分場の指定区域への指定について

指定済 (法施行令第13条の2第1号)

事業者名	所在地	埋立地の区分	経緯等
(有)志路開発	安佐北区白木町大字志路字大滝 甲 98 外 132 筆	安定型	埋立終了 H21. 8. 31 廃止確認 H23. 1. 5 区域指定 H24. 3. 26
(有)ヒロオキ産業	安佐北区安佐町大字鈴張字今節 1525-1 外 14 筆	安定型	埋立終了 H19. 10. 28 廃止確認 H27. 2. 13 区域指定 H27. 2. 25
(一)広島県環境保全公社	佐伯区五日市港一丁目 1 外 1 筆	管理型	埋立終了 H21. 3. 31 廃止確認 R 1. 8. 2 区域指定 R 1. 9. 13

指 定 区 域 一 覧

令和元年 9月13日現在

指定番号	指定する区域	埋立地の区分	指定年月日 指定番号
1	広島市安佐北区白木町大字志路字大滝甲98, 乙98, 98-2, 甲99の一部, 乙99, 99-2, 100, 101-1, 101-2, 102, 102-2, 103, 104-1, 104-2, 104-3, 104-4, 104-5, 甲105, 乙105, 106-1, 106-2, 107-1, 107-2, 107-3, 108, 109, 111-1, 111-2, 112, 112-2, 113, 114, 115-1, 115-2, 149, 149-2の一部, 150, 150-2, 150-3 広島市安佐北区白木町大字志路字加計152-1, 152-3, 152-4, 152-5, 152-6, 152-7, 152-8, 152-9, 152-10, 157-1, 157-2, 157-3, 157-4, 157-5, 170-1の一部, 171の一部, 172の一部, 173-1の一部, 173-2の一部, 174, 235-2の一部, 277-3の一部, 277-5の一部 広島市安佐北区白木町大字志路字西大平3874の一部, 3874-2, 3878の一部, 3880, 3881, 3882の一部, 3883の一部, 3884の一部, 3885, 3886, 3887, 3888の一部, 3892-1, 3892-3, 3892-5, 3892-6の一部, 3892-7, 3898, 3899, 3900-2, 3904, 3904-2, 3905, 3906-1, 3906-2 広島市安佐北区白木町大字志路字大瀑3907, 3908, 3908-2, 3909, 3910, 3911の一部, 3925の一部, 3926, 3927, 3927-2, 3928-1の一部, 3928-2, 3931-1の一部, 3931-2, 3931-3, 3932, 3933の一部 広島市安佐北区白木町大字志路字鎌手4055, 4056, 4056-2, 4056-3, 4057, 4057-2, 4058, 4059, 4060, 4060-2, 4061, 4061-2の一部, 4062の一部, 4063の一部, 4064, 4065の一部, 4081-2の一部, 4082の一部, 4083, 4084, 4085-1, 4085-3, 4087の一部, 4088の一部, 4089の一部, 4090の一部, 4091の一部, 4092-1の一部, 4092-3の一部	産業廃棄物最終処分場（安定型） 施行令第13条の2第1号	平成24年3月26日 産-1
2	広島市安佐北区安佐町大字鈴張字今節1525-1の一部, 1541の一部, 甲1542の一部, 乙1542の一部, 1544の一部, 1545の一部 広島市安佐北区安佐町大字鈴張字堀越3782の一部, 3783の一部, 3783-2の一部, 3784, 3784-2, 3784-3の一部, 3785の一部, 3786の一部, 3787の一部	産業廃棄物最終処分場（安定型） 施行令第13条の2第1号	平成27年2月25日 産-2
3	広島市佐伯区五日市港一丁目1 広島市佐伯区五日市町7	産業廃棄物最終処分場（管理型） 施行令第13条の2第1号	令和元年9月13日 産-3